



平成19年度 福岡市
人権問題に関する
市民意識調査
結果の概要

すべての人が尊重される社会づくり

平成12年(2000年)に制定されました「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」において、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であると定められています。

福岡市では、「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」を政策目標の一つとし、平成16年(2004年)1月に「**福岡市人権教育・啓発基本計画**」を策定し、人権教育・啓発を積極的に推進しています。

この調査結果から明らかにされた市民意識の現状とその課題を踏まえて、人権尊重についての理解がより一層深まるよう、人権教育・啓発を中心とした人権施策に取り組んでいきます。

平成19年度(2007年度)人権問題に関する市民意識調査の概要

目的

人権問題に関する市民の意識を把握し、啓発事業等の人権施策の一層効果的な推進を図るとともに、今後本市が取り組むべき人権行政のあり方を検討する上での基礎資料を得るため、実施。

調査の対象等

- 福岡市内に居住する満20歳以上の男女
- 調査対象者数:3,500標本(無作為抽出)
- 調査方法:平成19年(2007年)11月から12月にかけて郵送法による調査を実施

回収状況

有効調査票:1,863票(回収率53.2%)

※ この調査結果の詳細な内容については、福岡市HP (<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>)または福岡市人権啓発センターHP (<http://jinken.city.fukuoka.lg.jp/>)等で閲覧することができます。

※ 福岡市人権啓発センターでは、いろいろな人権啓発活動を推進しています。様々な人権問題についての相談のほか、人権研修・学習の相談、講座の開催、図書・ビデオの閲覧や貸し出しなども行っています。

所在地:福岡市博多区下川端町3番1号博多リバレインオフィス10階
TEL:092-262-8464 FAX:092-262-8463
人権啓発相談室 TEL:092-262-8687

【本調査に関するお問い合わせ先】

福岡市市民局人権・同和対策部人権企画課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:092-711-4338

FAX:092-733-5863

E-mail:jinkenkikaku.CAB@city.fukuoka.lg.jp

平成20年(2008年)12月 発行

